

消費生活情報つうしん

消費者 (consumer・コンシューマー) の代表! ?の

コンちゃん



と

シュマー君



が

訪問買取でのトラブル!

について



お知らせします。

発行：東近江市市民生活相談課

0748-24-5619 050-5801-5635

シュマー たいへんや。たいへんや。父ちゃんと母ちゃんが、大喧嘩になってるんだにや。

コン けんか 喧嘩の原因は、なんなの？

シュマー それがにや「不用品はありませんか？使わなくなった電化製品や、着物、靴、なんでも買い取りますよ」ちゅう電話がかかってきたらしいんだにや。
電話に出た母ちゃんが、それなら、あるあるちゅうことで、昨日、買い取り業者に来てもらったんだにや。

コン それで買い取ってもらえたの？

シュマー それがにや、母ちゃんが、蔵から出しといた古い電気ポットやら、炊飯器や長靴やらを見て、「こんなもんじゃ買い取りできにやい。他にブランド物のカバンとか、時計とか、お酒とか、ないの？」って言われたらしいんだにや。

コン それはひどい言い方だね。言われた物を出したのに。

シュマー そやねん。母ちゃんも頭にきて、そう言い返したらにや「子供の使いやない」って、ちょっと凄まれちゃったんだって。それで仕方なく、見せるだけちゅうて、母ちゃんの唯一のブランド物の時計と、父ちゃんの虎の子のお酒を見せたんだにや。

コン どうなったの？

シュマー アっちゅう間に買い取って行ったらしいんだにや。その後、父ちゃんがそのことを知

って、楽しみにとおいたお酒だとかなんとかで、もう大喧嘩^{おおげんか}なんだんにゃ。

ハアー 父ちゃんはカンカン。母ちゃんは、それを通り越して、しょんぼりなんだにゃ。コンちゃん、なんとかできにゃいのかにゃ。

コン そっかぁ。それはたいへんだね。そういうの「訪問購入」っていうんだけど、トラブルも多いらしいよ。

シュマー やっぱし。

コン 不用品を買い取るって電話をかけてきてアポをとるんだよ。それで訪問して、実際は、消費者が売るつもりがなかった、貴金属やブランド品などを、強引に買い取って行くケースが多いんだ。最近は、人気のある時計やお酒の買い取りもあるらしい。

シュマー そういえば、ネットでも売られているのを見たことがあるにゃ。

コン 訪問購入は法律で規制されていて、勧誘前に事業者名、買い取りをしたいという訪問の目的や、買い取りたい物品の種類をあらかじめ伝えて、承諾をとることになってるんだ。だから、今回も時計やお酒を買い取りたいという話を事前しておく必要があったと思うよ。

シュマー にゃにゃんと！そんな話は、にゃかったと思うにゃ。ひどいにゃ！

コン それで、二人の喧嘩^{げんか}の原因を取り除く方法なんだけど、昨日の契約だし、この場合なら、クーリング・オフができると思うんだ。

シュマー にゃにゃんと。ほんまか！

コン ただ、紛失や、第三者に渡ってしまう可能性を考えると、早くした方がいい。直ぐに、消費生活センターに相談した方がいいと思うよ。

シュマー わかった。直ぐに母ちゃんに言うわ。コンちゃん、ありがとうにゃ。

東近江市民のための消費生活相談窓口

東近江市消費生活センターへ



〒527-8527 東近江市八日市緑町10-5 (市民生活相談課内)

◆ 相談専用電話 **0748-24-5659 050-5801-5659**

◆ 相談時間 **9:00~12:00 13:00~16:00(土・日・祝祭日・年末年始は休み)**